

親権の制限を可能にする民法の改正に反対する請願

平成 年 月 日

法務大臣 千葉景子殿

請願者住所

請願者氏名

請願事項

民法第822条を主とする親権の制限を可能にする民法の改正に反対します。

請願理由

民法第822条では、「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し」とあり、家庭内での体罰を認めております。ところが、児童虐待防止法第2条では、そのことが除外されておられません。行政は、児童福祉法第33条を適用して、親権の一時停止を執行してきました。しかし、この行為は、上位法である民法と明らかに矛盾しています。

この矛盾を解決するために、民法第822条を主とする親権に関する法律を改正しても、児童虐待はなくならないでしょう。諸外国では、たくさんの国が体罰を禁止する法律を制定しています。しかし、実際には、体罰はなくなっておりません。

そもそも、わが国の法律では、しつけ（合法）と虐待（非合法）の定義が、明確に定められておりません。それに、日本国憲法第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される」と定められています。しかし、家族の一員として、まったく尊重されていません。これが、わが国の児童虐待の本当の問題です。

児童の虐待死は個別の刑事事件であり、その発生をもって親権を制限しようとするのは、発生した殺人事件で凶器に使われた刃物などの製造・販売を制限するようなものです。

以上の理由により、民法第822条を主とする親権の制限を可能にする民法の改正に反対いたします。